

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に
関する規則

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第八項及び第三十四条の第三第二項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目にに関する規則を次のように定める。

（教習の科目の基準の細目）

第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」といいう。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行

表第一第一号から第三号までに掲げる事項

二 大型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するA.T大型免許（以下「A.T大型免許」という。）を除く。）及び中型免許（以下「A.T中型免許」という。）に規定するA.T中型免許（以下「A.T中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行

別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに進入を除く。）及び中型免許（同項第二号に規定するA.T中型免許（以下「A.T中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行

及び第四号から第十号までに掲げる事項

三 A.T大型免許及びA.T中型免許に係る応用走行

別表第一第一号から第十号までに掲げる事項

四 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行

別表第一第一号から第十号までに掲げる事項

五 準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するA.T準中型免許（以下「A.T準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行

別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに進入を除く。）に係る応用走行

別表第二第一号から第三号までに掲げる事項

六 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行

別表第一第一号から第十号までに掲げる事項

七 準中型免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するA.T中型第二種免許（以下「A.T中型第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行

別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに進入を除く。）に係る応用走行

及び第三号から第十号までに係る教習事項

は、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

六 A.T準中型免許に係る応用走行 別表第一

第三号から第十号までに別表第二第四号

号、第五号（急ブレーキによる停止を行った場合の走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号

号及び第七号に掲げる事項を除く。）第

七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、

第五号及び第七号に掲げる事項を除く。）第

七号に係る基本操作及び基本走行 別表第

二第一号から第三号までに掲げる事項

八 普通免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するA.T普通免許（以下「A.T普通免

許」という。）を除く。）に係る応用走行 別

表第二第一号、第二号及び第四号から第九号

までに掲げる事項

九 A.T普通免許に係る応用走行 別表第二第

四号から第九号までに掲げる事項

十 大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免

許」という。）及び普通自動二輪車免許（以

下「普通二輪免許」という。）に係る基本操

作及び基本走行 別表第三第一号から第三号

までに掲げる事項

十一 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応

用走行 別表第三第四号から第七号までに掲

げる事項

十二 大型自動車第二種免許（以下「大型第二

種免許」という。）及び中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）及び普通

自動車第二種免許に係る教習にあつては、転回

を除く。）に係る基本操作及び基本走行 別

表第四第一号、第二号（大型第二種免許及び

中型第二種免許に係る教習にあつては、転回

を除く。）及び第三号に掲げる事項

十五 A.T中型第二種免許及びA.T普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（A.T中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第五号及び第十号に掲げる事項

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許（A.T中型免許を除く。）、準

中型免許（A.T準中型免許を除く。）、中型第

二種免許（A.T中型第二種免許を除く。）又

は普通第二種免許（A.T普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に係る応用走行

別表第一第一号、第二号及び第十号に掲げる事項

二 現に中型免許又はA.T普通第二種免許を受

けている者に対する大型免許（A.T大型免許を除く。）を受け、かつ、A.T中

型第一種免許又はA.T普通第一種免許を受け

ている者に対する大型免許（A.T大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二

号（路端における停車及び発進並びに険路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現にA.T中型免許、A.T準中型免許、A.T

中型第二種免許又はA.T普通第二種免許を受

けている者（現にA.T中型第二種免許又はA.T普通第二種免許を受けている者を除く。）に

は、現に中型免許（A.T中型免許を除く。）を

準中型免許又はA.T準中型免許を除く。）又は

普通免許（A.T普通免許を除く。）を受けて

いる者（現にA.T中型第二種免許又はA.T中

型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一

第四号から第十号までに掲げる事項

四 現に普通免許（A.T普通免許を除く。）を

受けている者（現に中型免許（A.T中型免

免許を除く。）、準中型免許（A.T準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二

号（路端における停車及び発進並びに険路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲

げる事項

五 現に準中型免許（A.T準中型免許を除く。）

又は普通第二種免許（A.T普通第二種免許を除く。）を受けている者に対するA.T大型免許に係る応用走行 別表第一第一号、第五号及び第十号に掲げる事項

六 現にA.T準中型免許又はA.T普通第二種免

免許（A.T中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第五号及び第十号に掲げる事項

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許（A.T中型免許を除く。）、準

中型免許（A.T準中型免許を除く。）、中型第

二種免許（A.T中型第二種免許を除く。）又

は普通第二種免許（A.T普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に係る応用走行

別表第一第一号、第二号及び第十号に掲げる事項

二 現に中型免許又はA.T普通第二種免許を受

けている者に対する中型免許（A.T準中型

免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに険路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現にA.T中型免許、A.T準中型免許、A.T

中型第二種免許又はA.T普通第二種免許を受

けている者（現に中型免許（A.T中型免

免許を除く。）、準中型免許（A.T準中型免

免許を除く。）に係る応用走行 别表第一

第四号から第十号までに掲げる事項

四 現に普通免許（A.T普通免許を除く。）を

受けている者（現に中型免許（A.T中型免

免許を除く。）、準中型免許（A.T準中型免

免許を除く。）に係る応用走行 别表第一

第四号から第十号までに掲げる事項

五 現に準中型免許（A.T準中型免許を除く。）

又は普通第二種免許（A.T普通第二種免

免許を除く。）を受けている者に対するA.T大

型免許に係る応用走行 别表第一第一号、第二

号（路端における停車及び発進並びに険路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲

げる事項

六 現にA.T準中型免許又はA.T普通第二種免

免許（A.T中型免許を除く。）に係る応用走行

別表第一第一号、第五号及び第十号に掲げる事項

る応用走行 別表第一第三号から第五号まで
及び第十号に掲げる事項

十三 現にAT普通第一種免許を受けている者
（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受
けている者を除く。）に対する準中型免許
（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行
別表第一第一号、第一号（路端における停車
及び発進並びに「隘路への進入を除く。」、第三
号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十四 現にAT普通免許を受けている者（現に
AT普通第一種免許を受けている者を除く。）
に対するAT準中型免許に係る応用走行 別
表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲
げる事項

十五 現にAT普通第一種免許を受けている者
に対するAT準中型免許に係る応用走行 別
表第一第三号から第六号までに掲げる事項
（普通二輪免許を受けるために修得する
こととされている技能に係る事項を除く。）

十六 現に普通二輪免許を受けている者に対する
大型二輪免許に係る基本操作及び基本走
行 別表第三第一号から第三号までに掲げる
事項（普通二輪免許を受けるために修得する
こととされている技能に係る事項を除く。）

十七 現に普通二輪免許を受けている者に対する
大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第三
四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪
免許を受けるために修得することとされてい
る技能に係る事項を除く。）及び同表第七号
に掲げる事項

十八 現に中型第一種免許又は普通第二種免許
を受けている者に対する大型第二種免許に係
る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）
、第六号及び第十号に掲げる事項

十九 現に普通第一種免許（AT普通第二種免
許を除く。）を受けている者に対する中型第
二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に
係る応用走行 別表第四第四号（転回を除
く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十 現にAT普通第一種免許を受けている者
に対する中型第一種免許（AT中型第二種免
許を除く。）に係る応用走行 別表第四第一
号、第二号（転回並びに人の乗降のための停
車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）
、第六号及び第十号に掲げる事項

二十一 現にAT普通第二種免許を受けている
者に対するAT中型第二種免許に係る応用走
行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号
及び第十号に掲げる事項

3 府令第三十三条第一項第二号に規定する学科
教習（以下「学科教習」という。）は、次の各
号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定
める事項について行う教習とする。

一 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免
許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学
科（一）別表第五第一号に掲げる事項

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免
許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学
科（二）別表第五第二号から第四号までに
掲げる事項

三 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免
許」という。）に係る学科（一）別表第五第
一号に掲げる事項

四 大型特殊免許に係る学科（二）別表第五
第四号に掲げる事項

五 大型第二種免許、中型第一種免許及び普通
第二種免許に係る学科（一）別表第六第一
号及び第二号に掲げる事項

六 大型第二種免許、中型第一種免許及び普通
第二種免許に係る学科（二）別表第六第三
号から第五号までに掲げる事項

一 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪
免許を受けている者に対する大型免許又は中
型免許に係る学科教習 別表第五第二号及
び第三号に掲げる事項

三 現に普通免許を受けている者に対する準中
型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲
げる事項

四 現に大型特殊免許を受けている者（前号又
は次号に該当する者を除く。）に対する準中
型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第
五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速
自動車国道及び自動車専用道路における普通
自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高
速運転」という。）に必要な知識

五 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受け
ている者（第三号に該当する者を除く。）に
対する準中型免許又は普通免許に係る学科教
習 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自
動車の高速運転に必要な知識

六 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

七 現に大型特殊免許を受けている者(前号に該当する者を除く)に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者(次号に該当する者を除く)に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項(高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)以下「法」という)第八十五条第一項の旅客自動車(以下「旅客自動車」という)の安全な運転(以下「旅客自動車の高速運転」という)に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転(以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という)に必要な知識を除く。)

九 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第二種免許」という)又は牽引自動車第二種免許(以下「牽引第二種免許」という)のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

十 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者(前号に該当する者を除く)に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識(教習時間の基準の細目)

二 大型免許又は中型免許に係る学科（二）（現に大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第一種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。）

三 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項に係る教習を三時限行うこと。

四 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）にに対する教習に限る。）別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

六 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）にに対する教習に限る。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

七 準中型免許に係る学科（二）（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）にに対する教習に限る。）別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

- 八 準中型免許に係る学科(二)（現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていする者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を二時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を一時限行うこと。

九 普通免許に係る応用走行 別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十 普通免許に係る学科(二) 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十一 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る応用走行（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第三第六号に掲げる事項に係る教習を二時限行うこと。

十二 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科(二)（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第五号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を一時限行うこと。

十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科(二)（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

十五 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科(二)（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

（教習方法の基準の細目）

第三条 府令第三十三条第五項第一号ハ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

1

- 一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第八号に掲げる事項の一部について行う教習であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されるとその他交通の状況を視覚により認知する事が困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）

二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習（府令第三十三条第五項第一号ニ（府令第三十四条の三第一項第一号において読み替えて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第六号、第七号及び第十号に掲げる事項、別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項、別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号に掲げ

3

4

- 一部として行う観察教習に限る。)

四 一部する事項に係る教習にあっては、当該教習の
又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第三号及び第七号から第九号まで並びに別表第一第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習(別表第一第七号及び別表第二第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

五 普通免許に係る技能教習 別表第一第五号に掲げる事項(急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。)及び同表第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許に係る者に対する技能教習を除く。)別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

七 第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

八 府令第三十三条第五項第一号又(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。)別表第一第三号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係

る教習（次項において「荷重教習」という。）に限る。）

三　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習
四　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

三　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

四　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け

四 の操作に係る教習事項に限る。)に係る教習

五 A T大型免許又はA T中型免許に係る応用走行(現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第一種免許を受けている者に対する教習を除く。)別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

六 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る基本操作及び基本走行(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。)別表第二第三号に掲げる事項

七 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る応用走行(現にA T普通第二種免許を受けている者(現に普通免許(A T普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習に限る。)別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事項(同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。)に係る教習

八 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る応用走行(現に普通免許(A T普通免許を除く。)を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習

許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第二第三号に掲げる事項に係る教習

十一 A T準中型免許に係る応用走行 (現に A T普通免許を受けている者 (現に A T普通第二種免許を受けている者を除く。) に対する教習に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

十二 A T準中型免許に係る応用走行 (現に A T普通免許又は A T普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習 (同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。)

十三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十四 大型第二種免許に係る応用走行 (現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許に係る応用走行 (現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十 A.T中型第二種免許に係る応用走行（現にA.T普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

府令第三十三条第五項第一号ワ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けてい る者に対する教習を除く。）は、別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習とする。

府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 大型免許（A.T大型免許を除く。）又は中型免許（A.T中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許（A.T中型免許を除く。）を有する者に対する教習を除く。）
- 二 準中型免許（A.T準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A.T中型第二種免許を除く。）、又は普通第二種免許（A.T普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許

二 一 大型免許（AT大型免許を除く。）に対する教習に限る。）

別表第一第一号、第一号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

二 一 大型免許（AT中型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、普通免許（AT普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同

八 準中型免許 (A.T.準中型免許を除く。) に係る教習
九 係る応用走行 (現にA.T.普通免許を受けている者 (現にA.T.普通第二種免許を受けている者を除く。) に対する教習に限る。) 別表第一
一第一号、第二号 (路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。) 第五号及び第九号に掲げる事項 (同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) に係る教習

九 準中型免許 (A.T.準中型免許を除く。) に係る応用走行 (現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第一号、第一号 (路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。) 第五号、第六号及び第九号に掲げる事項 (同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) に係る教習 (同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。)

十 A.T.準中型免許に係る基本操作及び基本走行 (見次へ普通免許又は普通第二種免

る者に対する教習を除く。) 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十六 中型第二種免許 (AT中型第二種免許を除く。) に係る応用走行 (現に普通第二種免許 (AT普通第二種免許を除く。) を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十七 中型第二種免許 (AT中型第二種免許を除く。) に係る応用走行 (現にAT普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第一号、第二号 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。) 及び第六号に掲げる事項に係る教習

十八 中型第二種免許 (AT中型第二種免許を除く。) に係る応用走行 (現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第一号、第二号 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十九 AT中型第二種免許に係る応用走行 (現にAT普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

(A T普通免許を除く。)を受け、かつ、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許又はA T大型免許又はA T普通第一種免許を受ける者に対する技能教習に限る。別表第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許(A T大型免許を除く。)又は中型免許(A T中型免許を除く。)に係る技能教習(現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受ける者に対する技能教習に限る。別表第五号に掲げる事項に係る教習)

A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者(現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者にあってはA T普通第二種免許を除く。)又は中型免許(A T中型免許を除く。)に係る技能教習(現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第五号に掲げる事項に係る教習)

三 準中型免許(A T準中型免許を除く。)又は準中型免許(A T普通免許を除く。)に係る技能教習(現に普通免許(A T普通免許を除く。)又は中型免許(A T中型免許を除く。)に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

四 停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事項に係る教習

五 大型免許(A T大型免許を除く。)又は中型免許(A T中型免許を除く。)に係る技能教習(現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

六 A T大型免許又はA T中型免許に係る技能教習(現にA T中型免許、A T準中型免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)別表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)及び第五号に掲げる事項に係る教習)

七 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)別表第一第一号、第二号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)及び第五号に掲げる事項に係る教習)

八 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

九 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通免許(A T普通免許を除く。)を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

十 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

十一 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

十二 A T準中型免許に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

十三 A T準中型免許に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

十四 A T準中型免許に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

十五 普通免許(A T普通免許を除く。)に係る技能教習(別表第一第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習)

十六 A T普通免許に係る技能教習(別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習)

十七 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第四第六号に掲げる事項に係る教習)

十八 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第四第六号に掲げる事項に係る教習)

十九 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

二十 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

二十一 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

二十二 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

二十三 A T準中型免許に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

二十四 A T準中型免許に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

二十五 普通免許(A T普通免許を除く。)に係る技能教習(別表第一第一号、第二号に掲げる事項に係る教習)

二十六 A T普通免許に係る技能教習(別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習)

六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う疑惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九 中型第一種免許（AT中型第一種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第一種免許（AT普通第一種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十 中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

二十一 中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十二 AT中型第二種免許に係る技能教習（現にAT普通第一種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十三 AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許に係る技能教習（現にAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十四 前条に規定するもののはか、大型免許（AT大型免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四时限を超えないこと。ただし、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第一種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ一时限又は三时限を超えないこと。

二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間

三 府令第三十三条第五項第一号子に規定する
中型自動車を使用して行う教習の教習時間
は、基本操作及び基本走行にあっては一時
限、応用走行にあっては二时限を超えないこ
と。

四 府令第三十三条第五項第一号又に規定する
準中型自動車を使用して行う教習の教習時間
は、基本操作及び基本走行にあっては一時
限、応用走行にあっては三时限を超えないこ
と。

五 府令第三十三条第五項第一号子に規定する
普通自動車を使用して行う教習の教習時間
は、二时限を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号子に規定する
普通自動車を使用して行う教習（別表第一第一
九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教
習時間は、一时限を超えないこと。

七 府令第三十三条第五項第一号子の規定によ
り道路において行うこととされる教習は、府
令別表第四の一の表において現に受けている
免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行
の教習時間から七时限（運転シミュレーター
による教習を行う場合にあっては、七时限に
当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減
じた时限数（現に中型免許（AT中型免許を
除く。）、准中型免許（AT准中型免許を除
く。）、中型第二种免許（AT中型第二种免許
を除く。）又は普通第二种免許（AT普通第
二种免許を除く。）を受けている者及び現に
普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、
かつ、AT中型第二种免許又はAT普通第二
种免許を受けている者に対する教習にあつて
は一时限（運転シミュレーターによる教習を
行う場合には、一时限に当該教習に係
る时限数を加えた时限数）を減じた时限数
現にAT中型免許、AT准中型免許、AT中
型第二种免許又はAT普通第二种免許を受け
てゐる者（現にAT中型第二种免許又はAT
普通第二种免許を除く。）を受けている者
に中型免許（AT中型免許を除く。）准中
型免許（AT准中型免許を除く。）又は普通
型第二种免許又はAT普通第二种免許を受け
てゐる者（現にAT中型第二种免許又はAT
普通第二种免許を除く。）に対する教習にあつて
は五时限（運転シミュレーターによる教習を行
う場合は、五时限に当該教習に係る时限数

号七 第項前		号六 第項前	号一 第項前	
中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T普通第一種免許を除く。）、普通第二種免許（A T普通第一種免許を除く。）	七时限	教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	A T中型免許、A T普通第二種免許若しくはA T普通第一種免許、A T準中型免許
型第二 A T中	三时限	教習	A T中型免許、A T普通第二種免許若しくはA T普通第一種免許	A T中型免許、A T普通第二種免許若しくはA T普通第一種免許

者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者あつては一時限	時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第一種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限	時限数	は、一 は、一 あつて あつて	者 者 免許 種免 T普 第二種 又はA 免許
第一項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第一項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			

号一	号六 第項一 第	号七 第項一 第
教習（別表第一 第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	七时限	中型免許（A T中型免許を除く）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）、普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）

第一項 第二項 第一項 第二項		第一項 第二項 第一項 第二項		四時間	前項	前項 前項	
二時限	走行にあっては二時限	走行にあっては二時限	走行にあっては二時限			普通第二種免許	6 第一項の規定(第四号及び第五号を除く。)及び第四項の規定は、準中型免許(A.T.準中型免許を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
基本操作及び基本走行にあっては一時限、適用は一時限、走行にあっては二時限	走行にあっては二時限	走行にあっては二時限	走行にあっては二時限	別表第一に掲げる事項にあっては五时限、別表第二に掲げる事項にあっては三时限	普通第二種免許	別表第一に掲げる事項にあっては五时限、別表第二に掲げる事項にあっては三时限	第一項の規定(第四号及び第五号を除く。)及び第四項の規定は、準中型免許(A.T.準中型免許を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

号七 第項一第一		号六 第項一第一		号三 第項一第一	
別表第一第九号		別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号		別表第一第一号	
中型免許(A-T) ○中型免許を除く。 ○(A-T準中型免許を除く。) ○(A-T中型第二種免許(A-T普通免許を除く。)を受けた者及び現に普通免許(A-T普通免許を除く。)を受けた者)を受けている者	七時限	一時限	行うこと	行うこと。 ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと	行うこと。 ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと
普通免許(A-T普通免許を除く。)を受けている者	十一時限	四時限(現に普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあつては、一時限)	別表第一第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号

7	項 四 第			前項
	別表第一第一号	別表第一第二号	行うものとする	
前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許(A.T准中型免許を除く。)に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行については十二时限(現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許(カタビラ)を有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。)又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習については、それぞれ七时限又は十时限(以上、応用走行にあっては十二时限(現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七时限)以上行うものとす)る。	別表第一第二号	別表第一第二号又は別表第二第二号若しくは第三号	行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあっては一时限、別表第一第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあっては三时限(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一时限)を超えないこと	第六項

号三第一項一第		号二第一項一第		号一第一項一第	
項一第	九号に掲げる事項	別表第一第一号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	四时限
教習(別表第一第一号)	行うこと	別表第一第一号	別表第一第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。ただし、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けていれる者に対する教習にあつては、それぞれ三時限又は一時限	AT普通第二種免許又はAT普通免許	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限
教習	み行うこと	別表第一第一号及び別表第二第一号及	行うこと。ただし、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けていれる者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についての		許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項		第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項	
一時限	四時限	一時限	四時限
AT中型免許、 AT準中型免許、AA AT中型第二種免許又は AT普通第二種免許 AT普通第二種免許又は AT中型第二種免許 AT普通第二種免許 AT中型免許(現にAT中 型第二種免許又はAT 中型免許を除く。)又は AT普通免許(AT中 型免許を除く。)又は AT普通免許(AT中 型免許を除く。) (AT普通免許を除く 。)	AT普通第二種免 許を受けている者 AT普通第二種免 許を受けている者	中型免許(AT中 型免許を除く。)、 準中型免許(AT 中型免許を除く。)、中型第二種免 許(AT中型第二 種免許を除く。)又 は普通第二種免 許(AT普通第二 種免許を除く。) を受け、かつ、AT 中型第二種免許又 はAT普通第二種 免許を受けてい る者	普通免許(AT 普通免許を除く。) を受けている者 普通免許(AT普 通免許を除く。) を受け、かつ、AT 中型第二種免許又 はAT普通第二種 免許を受けてい る者
AT中型免許、 AT準中型免許、AA AT中型第二種免許 AT普通第二種免許 AT中型第二種免許 AT普通第二種免許 AT中型免許(現にAT中 型第二種免許又はAT 中型免許を除く。)又は AT普通免許(AT中 型免許を除く。)又は AT普通免許(AT中 型免許を除く。) (AT普通免許を除く 。)	AT普通第二種免 許を受けている者 AT普通第二種免 許を受けている者	中型免許(AT中 型免許を除く。)、 準中型免許(AT 中型免許を除く。)、中型第二種免 許(AT中型第二 種免許を除く。)又 は普通第二種免 許(AT普通第二 種免許を除く。) を受け、かつ、AT 中型第二種免許又 はAT普通第二種 免許を受けてい る者	普通免許(AT 普通免許を除く。) を受けている者 普通免許(AT普 通免許を除く。) を受け、かつ、AT 中型第二種免許又 はAT普通第二種 免許を受けてい る者

項四第				
行うものとする A T普通免許又は A T普通第二種免 許を受けている者 に対する教習にあ つては、一時限)を 超えないこと	別表第一第二号 若しくは別表第二 第二号又は別表第 二号に掲げる事項 に係る教習にあつ ては三时限、別表 第三号に掲げる事 項に係る教習にあ つては、別表第一第 二号による教習の 教習時間は、別表 第一第一号に掲げ るものとし、当該 無線指導装置に 行うものとする	前項	第八項	く。)を受けている 者を除く。)

号一 第一項一第	号二 第一項一第	号三 第一項一第	号七 第一項一第
四時限 み替えるものとする。 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	四時限 一時限、応用走行にあつては二時限	七時限 別表第一第一号	七時限 基本操作及び基本走行にあつては 一時限、応用走行にあつては二時限

10 第一項の規定(第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。)及び第四項の規定は、か らAT普通免許に係る技能教習について準用す る。この場合において、次の表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。	項四第		
	別表第一第二号 前項	限時六 限時四 限時八 限時八	号一 第二第表別 号一 第二第表別 号一 第二第表別 号一 第二第表別

号一 第一項一第	号二 第一項一第	号三 第一項一第	号七 第一項一第
四時限 一時限、応用走行にあつては二時限	七時限 別表第一第一号	七時限 別表第一第一号	七時限 基本操作及び基本走行にあつては 一時限、応用走行にあつては二時限

項四第		
	別表第一 第二号	前項
号三第は又号二第二第表別	項十第	
11 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 府令第三十三条第五項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとすること。 二 府令第三十三条第五項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことによ		

より自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うこと。

一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する
複数教習の教習時間は、四時限（川表第四第

七号に掲げる事項に係る教習を二时限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該二时限連続して行った教習を含め五时限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一时限又は三时限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二时限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該二时限連続して行った教習を含め四时限）を超えないこと。

二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては四时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。

三 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。

四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。

五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間

第項前	号四第び及号二第項前	号一第項前						13
		中型第二種免許	中型第二種免許又は普通第一種免許	中型第二種免許又は普通第一種免許	通第二種免許	種免許若しくは普通第一種免許	普通第二種免許	
行う教習	二種免許 普通第一種免許	普通第一種免許	普通第一種免許	普通第一種免許	普通第一種免許	普通第一種免許	普通第一種免許	六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数）以上行うこと。 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同一表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に								は、基本操作及び基本走行にあっては一时限、応用走行にあっては三时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一时限）を超えないこと。

号五		号六 第項前	
中型第二種免許又は普通第 二種免許	中型第二種免許又は普通第 二種免許	三时限	七时限
中型第二種免許又は普通第 二種免許	普通第二種免許（AT普通第 二種免許を除く。）を受けて いる者及び現に大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免 許（AT中型免許を除く。）、 準中型免許（AT準中型免許 を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受け、 かつ、AT普通第二種免許	減じた時 限数）	減じた時 限数）
教習にあ つては、 一時限	教習にあつては、 一時限	減じた時 限数、現にAT普通 第二種免許を受けている者 (現に大型免許（AT大型免 許を除く。）、中型免許（AT 中型免許を除く。）、準中型免 許（AT準中型免許を除く。） 又は普通免許（AT普通免許 を除く。）を受けている者を 除く。)に対する教習につ ては五时限（運転シミュレー ターによる教習を行う場合に あつては、五时限に当該教習 に係る时限数を加えた时限 数）を減じた时 限数）	減じた時 限数、現にAT普通 第二種免許を受けている者 (現に大型免許（AT大型免 許を除く。）、中型免許（AT 中型免許を除く。）、準中型免 許（AT準中型免許を除く。） 又は普通免許（AT普通免許 を除く。）)に対する教習に あつては三时限（運転シミュ レーターによる教習を行う場 場

附 則（平成一四年四月二六日国家公安委員会規則第一二号）

この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する總理府令（平成十年總理府令第三十号）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定自動車教習所において道路交通法施行規則及び自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十四号）による改正前の道路交通法施行規則第三十三条第一項に規定する教習を受けている者に対する教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定にかかるわらず、なお前例による。

3 新規則第三条第五項第三号の規定の適用については、この規則の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、同号中「教習を行う場合」とあるのは、「教習を行う場合その他都道府県公安委員会が適当と認める方法により教習を行う場合」と読み替えるものとする。

附 則（平成一六年五月二八日國家公安委員会規則第一二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（次項において「旧規則」という。）第一条第一項第五号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条第一項第五号に掲げる基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第三項第一号に掲げる学科（一）を修了している者は、新規則第一条第三項第一号に掲げる学科（一）を修了した者とみなす。

附則(平成十六年)

附 則

この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する總理府令(平成十年總理府令第三十号)の施行の日(平成十年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年四月二六日國家公安委員会規則第一二号)

(施行期日) 1 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規則の施行の際現に指定自動車教習所において道路交通法施行規則及び自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十四号)による改正前の道路交通法施行規則第三十三条第一項に規定する教習を受けている者に対する教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目にに関する規則(次項において「新規則」という。)の規定にかかるわらず、なお前との例による。

3 新規則第三条第五項第三号の規定の適用については、この規則の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、同号中「教習を行う場合」とあるのは、「教習を行う場合その他都道府県公安局委員会が適当と認める方法により教習を行う場合」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一六年五月二八日國家公安委員会規則第一二号)

(施行期日) 1 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月三日国家公安委員会規則第一九号）抄
(施行期日)
この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

(経過措置)
この規則の施行の際現に改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に關する規則第一条及び第二条の規定により行われた大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習を修了している者は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に關する規則第一条及び第二条の規定により行われた大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習を修了した者とみなす。

附 則（平成一八年二月二〇日国家公安委員会規則第五号）
(施行期日)
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)
この規則の施行の際現に次の各号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、当該各号に定める基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。

1 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、当該各号に定める基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。

2 改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に關する規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項第一号の大型自動車免許に係る基本操作及び基本走行、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に關する規則（以下「新規則」という。）第一条第一項第一号の中型自動車免許に係る基本操作及

（施行期日）
委員会規則第一九号抄
附 則（平成十六年一二月三日国家公安
1 この規則は、平成十七年三月一日から施行す
る。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現に改正前の指定自動車
教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一
条及び第二条の規定により行われた大型二輪免
許又は普通二輪免許に係る学科教習を修了して
いる者は、改正後の指定自動車教習所等の教習
の基準の細目に関する規則第一条及び第二条の
規定により行われた大型二輪免許又は普通二輪
免許に係る学科教習を修了した者とみなす。
附 則（平成一八年二月二〇日国家公安
委員会規則第五号）
（施行期日）
この規則は、道路交通法の一部を改正する法
律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」
という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施
行の日から施行する。
（経過措置）
この規則の施行の際現に次の各号に掲げる基
本操作及び基本走行を修了している者は、当該
各号に定める基本操作及び基本走行を修了した
者とみなす。
一 改正前の指定自動車教習所等の教習の基準
の細目にに関する規則（以下「旧規則」とい
う。）第一条第一項第一号の大形自動車免許
に係る基本操作及び基本走行 改正後の指定
自動車教習所等の教習の基準の細目に関する
規則（以下「新規則」という。）第一条第一
項第一号の中型自動車免許に係る基本操作及
び基本走行
二 旧規則第一条第一項第三号の普通自動車免
許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一
条第一項第三号の普通自動車免許に係る基本
操作及び基本走行
三 旧規則第一条第一項第七号の大形自動車第
二種免許に係る基本操作及び基本走行（次号
に掲げる場合を除く。）新規則第一条第一項
第七号の大形自動車第二種免許に係る基本操
作及び基本走行

新規則第一条第一項第七号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

(以下この項において「普通第二種免許」といふ。)とみなされる改正法第四条の規定による改正前の道路交通法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許を受けている者を除く。)に對しては、新規則別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二时限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一时限並びに新規則別表

第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこととする。ただし、普通第一種免許を受けた者については、この限りでない。

（昭和二十一年三月二〇日國家公安委員會規則第九號）

律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

田
かに施行する。
附 則（平成二六年三月一四日国家公安
委員会規則第二号）抄

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

附 則（平成二八年七月一五日国家公安委員会規則第一七号）
（施行期日）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）。以下「改正法」という。施行日（平成二十九年三月一日）

（改正法施行日）といふ（施行の日）（三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対する指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する

規則第一条第二項第一号から第八号まで及び同
条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第
三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二

号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号から第四号まで並びに同条第八項第

六〇第一号から第四号まで並びに同条第八項第一号から第六号まで並びに第四条第一項第一号及び第七号、同条第二項、第三項並びに第五項

の規定の適用については、同規則第一条第二項第一号中「AT準中型免許」とあるのは、「AT準中型免許及び道路交通法の一部を改正する法

律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）」

と普通免許のとあるのは、一限定準中型免

許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない改正法による改正前の道路交通法第三条の普通自動車に相当する準中型自動車及びAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許（以下「AT限定準中型免許」という。）を除く。）又は普通免許（）と同項第二号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許」とあるのは「AT限定準中型免許を除く。」と、同項第四号中「普通免許（）とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）と、同項第五号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「AT準中型免許」とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）と、同項第六号中「現にAT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第七号中「普通免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）と、同項第八号中「又は」であるのは「（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）と、同項第六号中「現にAT準中型免許」とあるのは「現にAT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同規則第二条第一号及び第二号並びに第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号中「現に」とあるのは「現に限定準中型免許」と、同規則第二条第一号及び第二号並びに第三条第一項第一号、同条第六項第一号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第二号中「普通免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第一号中「AT準中型免許」とあるのは「（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第四号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同条第八項第一号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免

<p>九 気候、地形その他の地域の特性に応じた走行</p> <p>一 取り回し（自動車を押して歩くことをいう。）、自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）</p> <p>二 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保つた走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第七号までに掲げる事項を除く。）</p> <p>三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行</p> <p>四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号に掲げる事項を除く。）</p> <p>五 カーブにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行いうための走行</p> <p>六 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行</p> <p>七 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行</p>	<p>八 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行</p> <p>九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行</p> <p>十 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行</p>
--	---

<p>別表第三（第一条、第二条、第四条関係）</p> <p>別表第四（第一条、第四条関係）</p> <p>別表第五（第一条、第二条関係）</p>	<p>別表第六（第一条、第二条関係）</p>
--	------------------------